

十九八七	六五四	三二一	国基年〇 債づ個財 令の發行、令和元年六月三十日を次の一 利率行利子格
初利發期利价子	振替単位	最低額面金	發行額
と今年額令す額の振 額し和〇面和るの記替 を、元・金元。整載法 支次年〇額年數又の 払の十五百五倍は規 う算一パ円月の記定 式月に十金録に たに十セつ五額はよ だよ五ンき日に、る しり日ト百によ最振 、算を円る低替 支出支も額口 払し払の面座 期た期と金簿	一百額の定以律社 万五千面振の下債第 円十金替適「平成 七額機用振株式等 万で機関を替等の 円三は受法」十三 百日受け「法律第 二本銀ものと行の 十九億とし、の千 二千する、の四。 四。そ規	一百額の定以律社 万五千面振の下債第 円十金替適「平成 七額機用振株式等 万で機関を替等の 円三は受法」十三 百日受け「法律第 二本銀ものと行の 十九億とし、の千 二千する、の四。 四。そ規	一百額の定以律社 万五千面振の下債第 円十金替適「平成 七額機用振株式等 万で機関を替等の 円三は受法」十三 百日受け「法律第 二本銀ものと行の 十九億とし、の千 二千する、の四。 四。そ規
金と今年額令す額の振 額し和〇面和るの記替 を、元・金元。整載法 支次年〇額年數又の 払の十五百五倍は規 う算一パ円月の記定 式月に十金録に たに十セつ五額はよ だよ五ンき日に、る しり日ト百によ最振 、算を円る低替 支出支も額口 払し払の面座 期た期と金簿	一百額の定以律社 万五千面振の下債第 円十金替適「平成 七額機用振株式等 万で機関を替等の 円三は受法」十三 百日受け「法律第 二本銀ものと行の 十九億とし、の千 二千する、の四。 四。そ規	一百額の定以律社 万五千面振の下債第 円十金替適「平成 七額機用振株式等 万で機関を替等の 円三は受法」十三 百日受け「法律第 二本銀ものと行の 十九億とし、の千 二千する、の四。 四。そ規	一百額の定以律社 万五千面振の下債第 円十金替適「平成 七額機用振株式等 万で機関を替等の 円三は受法」十三 百日受け「法律第 二本銀ものと行の 十九億とし、の千 二千する、の四。 四。そ規
と今年額令す額の振 額し和〇面和るの記替 を、元・金元。整載法 支次年〇額年數又の 払の十五百五倍は規 う算一パ円月の記定 式月に十金録に たに十セつ五額はよ だよ五ンき日に、る しり日ト百によ最振 、算を円る低替 支出支も額口 払し払の面座 期た期と金簿	一百額の定以律社 万五千面振の下債第 円十金替適「平成 七額機用振株式等 万で機関を替等の 円三は受法」十三 百日受け「法律第 二本銀ものと行の 十九億とし、の千 二千する、の四。 四。そ規	一百額の定以律社 万五千面振の下債第 円十金替適「平成 七額機用振株式等 万で機関を替等の 円三は受法」十三 百日受け「法律第 二本銀ものと行の 十九億とし、の千 二千する、の四。 四。そ規	一百額の定以律社 万五千面振の下債第 円十金替適「平成 七額機用振株式等 万で機関を替等の 円三は受法」十三 百日受け「法律第 二本銀ものと行の 十九億とし、の千 二千する、の四。 四。そ規

十一
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五

の 中 払 払 償 償
取 途 达 达 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

後 第 二 期 以
額 面 金 額 × $\frac{0.05}{100}$ × $\frac{1}{2}$
す 次 号 の 銀 行 翌 営 休 業 日 に 当 た る と き は 、
る 期 号 及 び 第 十 二 号 に お い て 規 定
の 営 業 日 に 支 払 う (以 下 、
の 支 払 期 日 に つ い て 同 じ °) 。
支 払 期 は そ の 次 号 が す

(一) 毎年五月十五日及び十六日を支払期とし、各支払期に属する日を支払う。前六月間にお届けの銀行の本店又は支店に於ける利子を支払う。

(二) 令和二年十一月十五日から令和二年五月十五日までの間に相当する金額とその買取金額とを算出し、その買取金額とそれを支払う。

（1）令和二年十一月十五日までの間の場合は、(初期利子に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$ +第二期利子に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$)

（2）令和二年十一月十五日以後の場合は、(初期利子に相当する金額+経過利子に相当する金額+経過利子に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$ ×2)

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ × 2

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) とぞ金とけ五をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定すれ額が国日有た害八助る当定二和特が、信一前第五号の四第二十一条の四第第一項に規定する者はで債前すとが号法。該都百二別、死託項に相続税法第三条の規定する事項に規定する者扶養信託契約の一部を改受す。算、きのでるき発（一）市市五十区又亡契に相続税法第三条の規定する事項に規定する者扶養信託契約の一部を改受す。式次る中あ者に生に昭ののに十二をはし約規定する事項に規定する者扶養信託契約の一部を改受す。にのも途つがはしよ和区区あ二年含みそたのと受益者扶養信託契約の一部を改受す。より区分と金も令該當救十にしての律、居き地住にはを別二十一年法律第四百四十二条による改受す。算にしを、和個該助二おくは十第地方すはを別二十一年法律第四百四十二条による改受す。出応、請當二人災の年いは、九六自る市のむ害條の規定する事項に規定する者扶養信託契約の一部を改受す。しじそ求該年向害行法て總當第十自治市町相続税法第三条の規定する事項に規定する者扶養信託契約の一部を改受す。た、のす個五けにわ律、合該一七治市町相。者扶養信託契約の一部を改受す。金そ買る人月国かれ第災区市項号法町相。者扶養信託契約の一部を改受す。額れ取こ向十債かる百害と又の（一）村続（一）扶養信託契約の一部を改受す。

支 所 金 利 元 払

(二) 令和二年五月十五日満期での
令和の面金額 + 経過利子に相当する
場合の面金額 - (初期利子に相当する
金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に
相当する金額)

令和元年十一月十五日前の
場合の面金額 + 経過利子に相当する
金額 - 経過利子に相当する
日本銀行